

長野県「森林の里親促進事業」現地調査マニュアル

平成 28 年 1 月 1 日現在

(趣旨)

第 1 条 この調査は、森林の里親促進事業により整備する森林の CO₂吸収量を評価認証するために必要な現地調査の実施方法について定める。

(現地調査の実施方法)

第 2 条 最初に認証申請をする森林の調査内容等については、次によるものとする。

(1) 樹高及び林齢調査

当該森林の地位数を判定するために、以下の方法又はこれに類する方法で樹高及び林齢の調査を行い、調査地点を施業図に明示すること。

区分	調査方法等
調査箇所数	各施行地において 1 プロット以上。 但し、1 施行地内において樹種が複数ある場合や地形に大きな違いがある場合は協議すること。
調査方法	① 半径 5.64m の円形プロット、若しくは 100m ² の方形プロット (方形プロットの場合には 25m×4m を原則とする) 内の本数をカウントするとともに、プロット内部又はその周辺において樹高を 13 本以上、正確な樹高測定機器を用いて計測すること。 ② 間伐及び除伐にあっては、伐根から当該森林の林齢を確認すること。 ③ 新規植林及び再植林にあっては、植林実施年度から当該森林の林齢を確認すること。

(2) 生育調査

新規植林及び再植林にあっては、以下の方法で生育 (活着率) の状況を調査すること。

区分	調査方法等
活着率調査	(1) の調査プロットにおいて、植栽木が活着しているか調査すること。

(3) 写真撮影

(1) の調査の際の標準地の森林の状況を確認できるよう、遠景写真と標準地の写真 (なるべく林床から梢端まで確認できるように) を撮影すること。

(4) 標準地における調査本数資料の作成

現地確認の際に行う標準地調査資料については、当該年度、森林の里親促進事業により整備する森林ごとに集約し、調査年月日、調査者氏名を記載する。

第 3 条 2 年目以降複数年の認証申請をする森林の調査内容については、次によるものとする。

(1) 現地調査

申請箇所の 10% 以上について、現地において申請内容の確認を行うこと。

(2) 写真撮影

(1) の状況が確認できるように撮影すること。